

我が国のサステナビリティ開示基準の導入に向けた対応策 前編

『週刊経営財務』2025年6月16日号

有限責任監査法人トーマツ 監査・保証事業本部 非財務・サステナビリティ保証統括部
パートナー 公認会計士 小口 誠司

はじめに

2025年3月にサステナビリティ基準委員会（SSBJ）は我が国のサステナビリティ開示基準（SSBJ基準）を公表しました。この基準は、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）が2023年6月に最終基準として公表したIFRSサステナビリティ開示基準にほぼ沿った内容となります。並行して金融庁は、SSBJ基準に準拠した開示を有価証券報告書等に開示することを東京証券取引所プライム市場上場企業に対して、時価総額に応じて段階的に義務付ける案を検討しています。

本記事では、このような国内外のサステナビリティ開示に関する実務の最新情報を踏まえ、その実務対応について二回にわたり解説します。

まず本号では、第一章「サステナビリティ情報の開示の在り方」として、サステナビリティ開示の必要性及び国際的な開示動向について、第二章「我が国のサステナビリティ情報の開示動向」として、2025年3月に公表された我が国のサステナビリティ開示基準について要点を解説します。併せて、第三章「我が国のサステナビリティ開示基準に対応する上での課題」として2025年4月に弊社が開催した「我が国におけるサステナビリティ開示基準（SSBJ基準）確定版に関するセミナー」のアンケートの分析結果も紹介します。

次号では、第三章「我が国のサステナビリティ開示基準に対応する上での課題」のつづきとして、このアンケート結果を元に、新しい開示基準を導入する上での実務上の課題及びその対応策を具体的な例示も交え解説します。併せて、2024年12月期よりEU域内上場会社を中心に欧州サステナビリティ報告指令（CSRD）の発効に基づくサステナビリティ情報の開示/保証が始まりましたので、その開示分析も紹介します。

なお、本記事で述べられている意見は、筆者個人のものであることを明記しておきます。

I. サステナビリティ情報の開示の在り方

1) なぜサステナビリティ情報を開示するのか

サステナビリティ情報への関心は日々高まりを見せており、企業においてサステナビリティ情報の適時適切な開示を怠ることは、企業価値の棄損に繋がりがかねない状況です。なぜサステナビリティ情報の適時適切な開示に取り組まないことが企業価値を毀損することに繋がるのでしょうか？昨今、企業が直面する多くのグローバルリスクを背景に、将来に向けた不確実性が大幅に高まっています。2023年7月に経済産業省が公表した報告書（資料1）においては、10年ほど前からグローバルレベルの不確実性が大幅に高まっているデータが示されています。

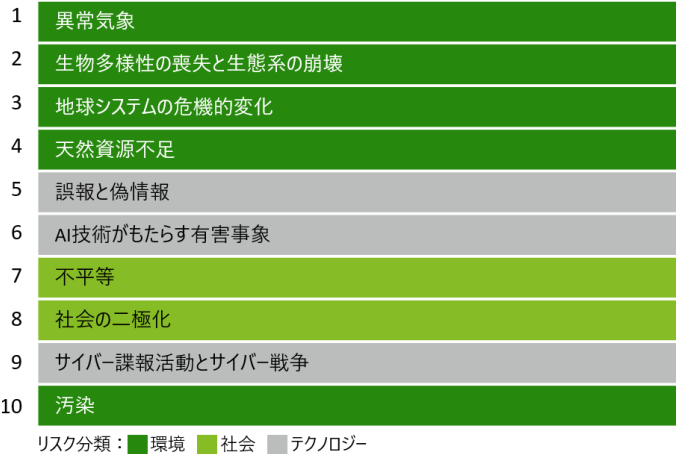
【資料1】世界における政策不確実性指数の推移



参照元：サステナビリティ関連データの効率的な収集及び戦略的活用に関する報告書
（中間整理）、アクセス日2025年4月11日をもとにトーマツ作成。

加えて、世界経済フォーラムが公表している「Global risks report 2025」（資料 2）においては、今後10年の間に起こり得るグローバルリスク重要度ランキングにおいて、サステナビリティに関するリスクが、上位10項目の大半を占めています。このことは企業価値に大きな影響を与える不確実性の多くがサステナビリティで占められていることを意味しています。従って、適時適切にサステナビリティ情報を開示しないことは将来の不確実性に対して適切に対応しているか投資家にとって不透明であることから、企業価値の毀損に繋がる可能性があります。

【資料2】長期（今後10年間）

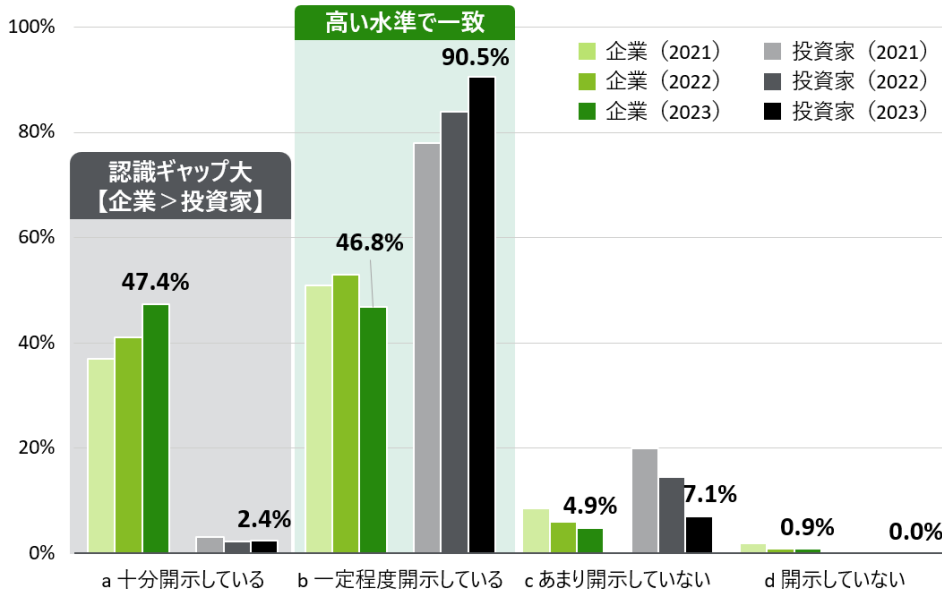


参照元： 3_JP_global ranking_10years.jpg | Powered by Box. アクセス日2025年4月11日をもとにトーマツ作成。

例えば異常気象に関しては、国立研究開発法人国立環境研究所や東京大学等が共同で発表した論文によると、21世紀末（2080年-2099年）における全世界での地球温暖化による被害額（対GDP比）は、最も悲観的なシナリオとして、全世界のGDPの3.9-8.6%に相当するとされています。一方で、地域間の経済的な格差等が改善された下で、GHG削減の世界共通の目標であるパリ協定の2℃目標を達成した場合の同割合は0.4-1.2%であり、経済に与えるインパクトの重大さがうかがえます（参照元：複数分野にわたる世界全体での地球温暖化による経済的被害を推計：東京大学、アクセス日2025年4月11日）。

このように企業価値算定にあたり、これまで有用な物差しであった財務諸表に加えて、サステナビリティ情報が新たな企業価値を測る物差しとして、その重要性を高めています。その結果、一般社団法人生命保険協会が実施した「企業価値向上に向けた取り組みに関するアンケート集計結果（2023年度版）」（資料 3）によると投資家が求めているサステナビリティ情報を企業が十分に開示していない傾向が加速していると示されています。

【資料3】ESGへの取り組みについて情報を開示しているか（企業）/投資先企業へのESGへの取り組みに関する情報開示は十分か（投資家）



参照元：企業価値向上に向けた取り組みに関するアンケート集計結果（2023年度版）、アクセス日2025年4月11日をもとにトーマツ作成。

サステナビリティ情報への世界中の関心が高まる中、サステナビリティ開示に関する規制対応が世界各国で求められつつあります。各企業においては限られたリソースの中でまずは規制対応目的でサステナビリティ開示を行う傾向があります。しかし、規制対応を目的とした“守り”のサステナビリティ開示のみではなく、企業価値向上の機会とした“攻め”のサステナビリティ開示を推進することが、企業にとっても非常に重要です。昨今は欧米を中心にサステナビリティ開示の動きがややトーンダウンしている状況ではあるものの、企業価値に影響を与えるサステナビリティ情報を特定、開示及び改善するサイクルを徹底することで企業価値が向上するという本質的な意義は揺るぎません。事実、2025年3月に金融庁より公表された「記述情報の開示の好事例集2024」によると、「海外の情報開示姿勢に変化があったとしても、政策と情報開示は別であり開示しなくてはならない内容に変化はないため、企業価値向上のために必要な開示が何かという明確なポリシーを持って開示することが重要」と記載されています。今こそ、“守り”のサステナビリティ開示だけでなく“攻め”のサステナビリティ開示も考慮して、貴社の企業価値に本質的に貢献できるサステナビリティ開示に取り組むべき好機であると考えます。なお、“攻めの開示”と“守りの開示”についてより詳細な説明は、第三章で記載していますのでそちらも併せて参照ください。

2.国際的なサステナビリティ開示基準の動き

1) 世界のサステナビリティ開示基準の動き

前述の通り投資家をはじめとするステークホルダーからの、サステナビリティ情報に対する関心は高まる一方です。しかし国際的なサステナビリティ情報の開示の枠組みが整っていなかったことから、国際的な開示基準を開発・整備することで企業間の比較可能性を高めてほしいという声が高まってきました。その結果、IFRS財団は、2021年11月にISSBを設立し、2023年6月に「IFRS S1号：サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」と「IFRS S2号：気候関連開示」を公表しました。IFRS財団が2024年5月に公表した証券監督者国際機構（IOSCO）年次総会に関するリリースによると、この基準は世界の時価総額の約40％以上、世界のGDPの約55％、そして世界のGHG排出量の約半分以上をカバーする法域での採用が予定されています（参照元：IFRS財団ウェブサイト Jurisdictions representing over half the global economy by GDP take steps towards ISSB Standards, 28 May 2024、アクセス日2025年4月11日）。

なお、ISSBは、「生物多様性、生態系及び生態系サービス」及び「人的資本」の二つをリサーチプロジェクト対象として、基準設定の必要性を今後検討する方針です。

一方で、サステナビリティ開示が先行しているEUにおいては、企業のサステナビリティ報告義務を緩和し、企業負担を軽減することを目的とした「オムニバス法案」が2025年2月に提案されました。加えて米国では2024年3月米国証券取引委員会（SEC）が気候関連開示を義務化する最終規則を公表しましたが、企業等からの反発が大きく、訴訟が提起されていました。2025年3月にSECは被告としての弁論を取り下げを決定しております。これらを踏まえると、やや過熱気味だったサステナビリティに関する動きは今年に入りスローダウンしています。しかし、サステナビリティ情報が企業価値と一定の関係があることを踏まえると、大きな方向性は揺るがないものと考えます。

2) EUのサステナビリティ開示基準の動き

2025年2月、EUは企業のサステナビリティ情報の開示規制を緩和する方向に転じました。欧州委員会が2025年2月に提案した「オムニバス法案」は、企業のサステナビリティ報告義務を緩和し、報告負担を軽減することを目的としており、これによりCSRD報告対象となる企業数は約80％減少するとも言われています（参照元：欧州委員会 Questions and answers on simplification omnibus I and II、アクセス日2025年4月11日）。

従ってEU域内における日系企業の子会社等にも今後大きな影響を及ぼす可能性があります。背景にはサステナビリティ情報の開示に伴う対応負担の増大によりEU企業の国際競争力が低下するというEU各国の危機感があります。

「オムニバス法案」の内容に基づく主要な変更点は資料4の通りです。

【資料4】オムニバス法案の主要な変更点

主要な変更点	主要な変更点の内容
1 CSRD域内適用会社の縮小	EU域内における適用について、EU域内の子会社が従業員数1,000人超の大企業でない場合にはCSRDの適用対象外となる可能性があります。この変更により、欧州子会社の多くがCSRDの適用を免除される可能性があります。
2 報告開始時期の延期	CSRDの適用初年度が2025年度の企業は、2年間適用が延期され適用初年度が2027年度になることが見込まれます。これにより、CSRD報告義務のあるEU域内の日系企業も、準備期間に余裕が生まれることが見込まれます。
3 サステナビリティ報告基準（ESRS）の改訂	欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）に関する改訂が予定されています。これにより開示要求のデータポイント数が大幅に削減されることが見込まれています。
4 保証対応の負担軽減	当初2028年までに「限定的保証」から「合理的保証」へ移行する予定だった計画は廃止する予定です。これにより、保証対応の負担が軽減されることが見込まれます。
5 EU域外の対象企業の縮小	変更後の域外適用要件の一つに、EU域内でのグループ純売上高が“2年連続で450百万ユーロ超”が加わりました。従来の“2年連続で150百万ユーロ超”よりも大幅に増額した結果、域外対象企業が縮小する見込みです。

3) 米国のサステナビリティ開示基準の動き

2024年3月、SECは、企業の気候関連開示を義務化する最終規則を公表し、企業規模に応じて2026年以降に段階的に適用する方針を示しました。しかし、この規則に対して複数の米国州政府や企業団体が異議を唱え相次いで訴訟を提起し、その結果、2024年4月にSECは、司法判断が確定するまでの間、同規則の適用を一時停止すると発表しました。

加えて、2025年1月に第2次トランプ政権が発足すると、ESG関連の規制見直しは加速しました。例えば、新政権はSECに開示規則の見直しを指示し、SECは2025年3月、一時停止中の開示規則に関し、被告としての弁論を取り下げることと決定しました。

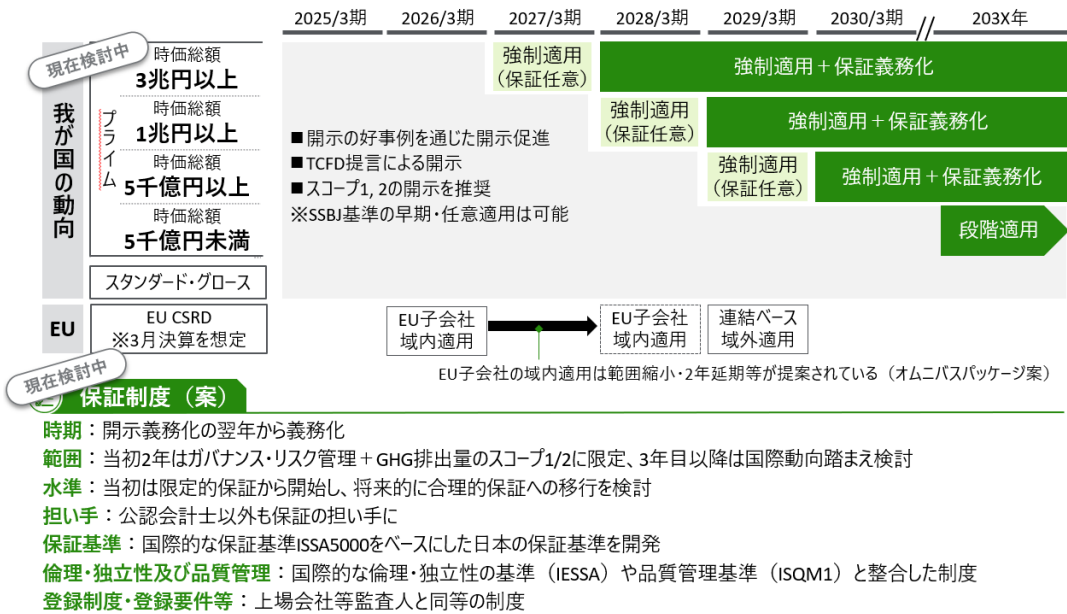
欧米以外の国々の動向も、今後の日本企業のサステナビリティ情報開示規制の動向に影響を与える可能性があるため、継続的に注視する必要があります（参照元：サステナビリティ開示・保証の日本および海外の最新規制動向 | 会計監査 | デロイト・トーマツグループ | Deloitte、アクセス日2025年4月11日）。

II. 我が国のサステナビリティ情報の開示動向

我が国のサステナビリティ開示は、有価証券報告書、統合報告書、コーポレートガバナンス報告書及びウェブサイト等の多様な媒体を通じて行われています。年々その内容が充実する傾向にあるものの、開示の大半は任意で行われており、各社毎の開示に濃淡が目立ちました。しかし、昨今ではこれらの開示を義務化することで開示情報の有用性を高める動きが加速しています。2023年3月期からの有価証券報告書におけるサステナビリティ開示項目の新設が挙げられます。これに伴い、気候変動は気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）、生物多様性は自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）の枠組みに沿って開示する動きも加速しています。

さらに、2025年3月、SSBJから、SSBJ基準が公表されました。金融庁の金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」によると、2027年3月期以降、プライム市場に上場する時価総額3兆円以上の企業から段階的にSSBJ基準に基づいた開示が義務化される方向で議論が行われています。将来は、これらの開示情報に対して保証が行われることで情報の信頼性を更に高める方向で議論が進んでいます（資料5）

【資料5】金融庁での議論動向



参照元：金融審議会「サステナビリティ情報の保証に関する専門グループ」（第1回）
事務局説明資料（2025年2月12日）、アクセス日2025年4月11日をもとに
トーマツ作成。

SSBJ基準で押さえるべきポイントとしては、以下の3点になります。

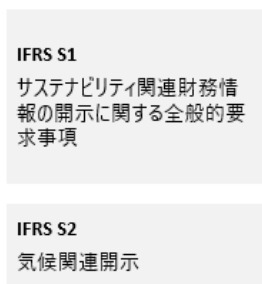
- 2024年3月に公表された公開草案に比べSSBJ基準独自の定めが減り、ISSB基準とより整合した内容となっています。
- 企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスクと機会を識別し、リスクと機会についてガバナンス、戦略、リスク管理、指標及び目標のコアコンテンツの開示が必要です。
- 基本的事項を定める適用基準をベースとして、気候については気候基準、その他テーマについても一般基準を使って開示することが必要です。

【資料6】ISSB基準とSSBJ基準の比較

国際的な基準の開発



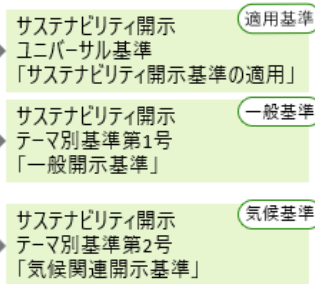
ISSB基準



我が国における基準の開発



SSBJ基準



脚注：＊ FASF：財務会計基準機構、ASBJ：企業会計基準委員会、IASB：国際会計基準審議会

Ⅲ. 我が国のサステナビリティ開示基準に対応する上での課題

1. 我が国におけるサステナビリティ開示基準（SSBJ基準）確定版に関するセミナー（2025年3月25日開催）のアンケート結果の分析

2025年3月25日開催の「我が国におけるサステナビリティ開示基準（SSBJ基準）確定版に関するセミナー」（以下「今回セミナー」という）において実施したサステナビリティ開示への取り組みに関するアンケート結果について分析しました（回答件数：1,286件）。

なお、必要に応じて、2024年4月25日開催の「我が国におけるサステナビリティ開示基準（SSBJ公開草案）に関するセミナー」（以下「前回セミナー」という）において実施したアンケート結果と比較しています。

ポイント①

SSBJ基準を適用する上では、依然として、専門知識のある人材の不足（32%）が多くの企業で課題となっています（Q1）。しかし、外部リソースを活用している企業は、前回セミナーのアンケートでは6%でしたが、今回セミナーのアンケートでは19%と上昇しており（Q2）、専門知識のある人材の不足という課題に対して、外部リソースを活用することで対応していると考えられます。

また、特徴的な点として、サステナビリティ情報の収集のための業務フローの整備（32%）も主な課題となっています（Q1）。これは、各企業において、開示に向けた準備が進捗し、保証を受けるための準備を始め、課題感が認識されてきているためと考えられます。

ポイント②

マテリアリティとしているサステナビリティピックは、気候変動（23%）が最も多く、自社従業員（15%）、資源利用・循環社会（12%）が続いています（Q3）。

業種別に見ると、水産・農林業や金融保険業は、他の業種に比べて、気候変動をマテリアリティとしている企業が多いことや、製造業のうち石油・ガス・化学は、他の業種に比べて、汚染をマテリアリティにしている企業が多いことなど、業種ごとに特徴が見られました。

ポイント③

重要なリスクと機会の財務的な影響について、定性的な影響及び定量的な影響ともに把握している企業は39%、定性的な影響のみ把握している企業は34%でした（Q4）。

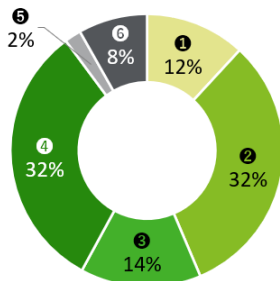
一方で、定性的な影響及び定量的な影響のいずれも把握していない企業は23%でした。なお、プライム上場企業かつ時価総額5,000億円以上に絞ると、定性的な影響及び定量的な影響のいずれも把握していない企業は13%でした。これは、SSBJ基準の適用を見据えた準備が進んでいる傾向を表しているとも考えられます。

ポイント④

SSBJ基準を早期適用する可能性があると回答した企業は全体のうち22%に止まりました（Q7）。また、業種別に見ると、主に電気・ガス業、金融・保険業、商社が早期適用する可能性があると回答しています。

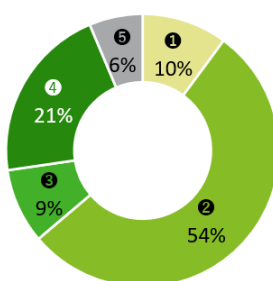
Q1 SSBJ基準を適用するに当たって、主な課題をご回答ください。

今回：2025年3月実施



- ① マネジメントの関与不足
- ② 専門知識ある人材の不足
- ③ 関係部署／関係グループ会社からの協力不足
- ④ サステナビリティ情報収集のための業務フローの整備
- ⑤ その他
- ⑥ 自社は適用対象外である

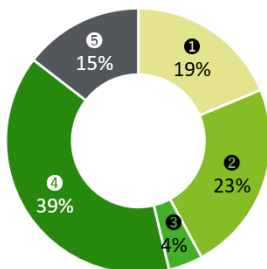
前回：2024年4月実施



- ① マネジメントの関与不足
- ② 専門知識ある人材の不足
- ③ 関係部署からの協力不足
- ④ 情報入手が困難
- ⑤ その他

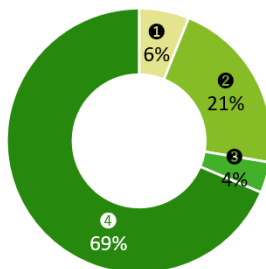
Q2 SSBJ基準を適用されるに当たり、外部リソースの活用の有無について、ご回答ください。

今回：2025年3月



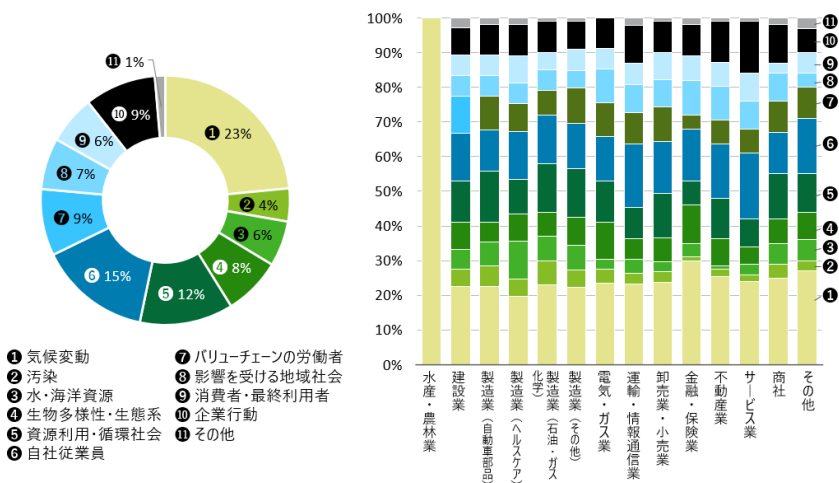
- ① 活用している
- ② 活用を検討している
- ③ 活用しない
- ④ 不明
- ⑤ 自社は適用対象外である

前回：2024年4月



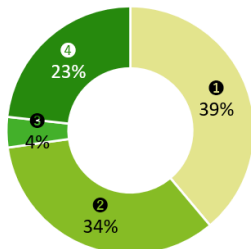
- ① 活用している
- ② 活用を検討している
- ③ 活用しない
- ④ 不明

Q3 貴社において、マテリアリティとしているトピックをご回答ください。



Q4

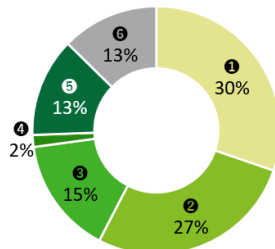
貴社の重要なリスク・機会について、財務的影響を把握しているかご回答ください。



- ① 定性及び定量ともに把握している
- ② 定性のみ把握している
- ③ 定量のみ把握している
- ④ 定性及び定量ともに把握していない

Q5

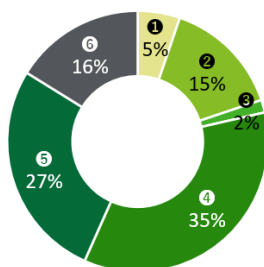
気候変動に関して、現在開示しているGHG排出量についてご回答ください。



- ① Scope1, 2, 3 (すべてのカテゴリ)
- ② Scope1, 2, 3 (一部のカテゴリ)
- ③ Scope1, 2
- ④ Scope1のみ
- ⑤ 不明
- ⑥ 開示していない

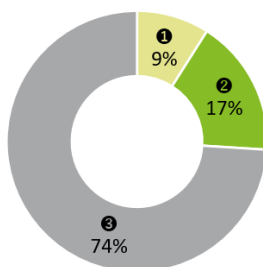
Q6 SSBJ基準に関して保証が義務化される場合、保証の委託先についてご回答ください。

今回：2025年3月実施



- ① 現状の任意保証の保証人
- ② 会計監査人
- ③ 会計監査人以外の保証業務提供者
- ④ 未定（検討中）
- ⑤ 未定（検討を始めていない）
- ⑥ 自社は適用対象外である

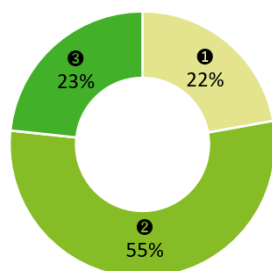
前回：2024年4月実施



- ① 現保証人
- ② 会計監査人
- ③ わからない

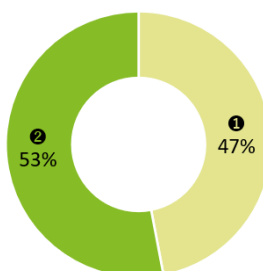
Q7 SSBJ基準について、強制適用の時期に関わらず、早期適用する可能性はありますか？

今回：2025年3月



- ① はい
- ② いいえ
- ③ 該当しない（プライム上場ではないため）

前回：2024年4月



- ① はい
- ② いいえ

デロイト・トーマツグループは、日本におけるデロイト・アジア・パシフィック・リミテッドおよびデロイト・ネットワークのメンバーであるデロイト・トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト・トーマツリスクアドバイザリー合同会社、デロイト・トーマツコンサルティング合同会社、デロイト・トーマツファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイト・トーマツ税理士法人、DT弁護士法人およびデロイト・トーマツグループ合同会社を含む）の総称です。デロイト・トーマツグループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従いプロフェッショナルサービスを提供しています。また、国内約30都市に2万人超の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト・トーマツグループWebサイト、www.deloitte.com/jpをご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト・トウシュート・マツリミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバー・ファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト・ネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバー・ファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTLおよびDTTLの各メンバー・ファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTLはクライアントへのサービス提供を行いません。詳細はwww.deloitte.com/jp/aboutをご覧ください。

デロイト・アジア・パシフィック・リミテッドはDTTLのメンバー・ファームであり、保証有限責任会社です。デロイト・アジア・パシフィック・リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア・パシフィックにおける100を超える都市（オーストラリア、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、最先端のプロフェッショナルサービスで、Fortune Global 500®の約9割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促進することで、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来180年の歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をバース（存在理由）として標榜するデロイトの約46万人の人材の活動の詳細については、www.deloitte.comをご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト・トウシュート・マツリミテッド（DTTL）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバー・ファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト・ネットワーク”）が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。またDTTL、そのメンバー・ファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生し得る損失および損害に対して責任を負いません。DTTLならびに各メンバー・ファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2025. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301

IS/BCMSそれぞれの認証範囲はこちらをご覧ください
<http://www.bsigroup.com/clientDirectory>